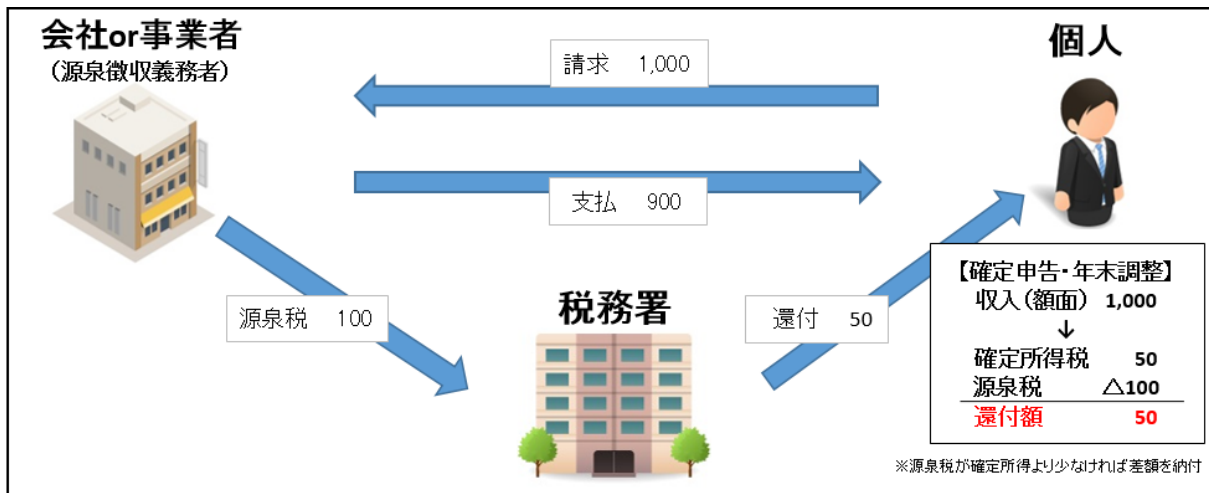


第153回：報酬・料金等に係る源泉徴収について

会社経営や会社勤めをされている方なら毎月の給与支払いから所得税の源泉徴収を経験されていると思います。しかし、給与以外にも源泉徴収をしなければならない支払いがございます。今回のトピックスでは源泉徴収の制度、特に報酬や料金といった給与以外の源泉徴収を主にご紹介させていただきます。

1. 源泉徴収とは？

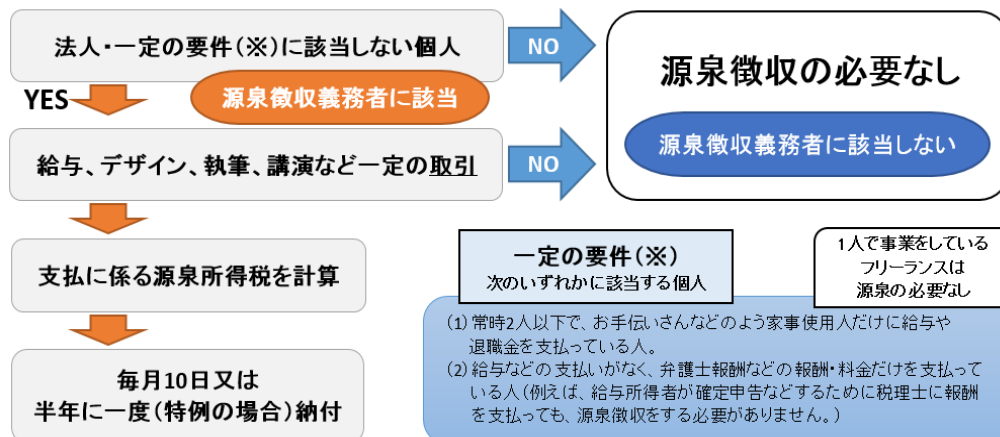
「源泉徴収」とは、給与や報酬などの支払を行う会社や事業主（源泉徴収義務者）が、その支払いを行う際に所得税を天引きして、天引きした所得税（源泉所得税）を個人に代わって国に納付する制度のことです。



2. 源泉徴収義務者とは？

源泉徴収の原則として、給与や報酬などの支払を行う個人、法人、特定の団体、官公庁問わず、源泉徴収を行う義務があります。ですが、あくまでも原則であり、**一部の個人事業主には源泉徴収の義務がありません**。そのため、個人事業主は報酬や料金を支払う際「源泉徴収をする義務があるか」の確認が必要となります。

【源泉徴収義務者判定のフローチャート図】



上記のフローチャート図通り、株式会社等の法人の場合は源泉徴収義務者になります。個人事業主の場合、従業員や青色専従者の方に給与を払っている個人事業主は源泉徴収義務者となります。専従者や従業員に支払う給与に加え、外注で「報酬・料金」を支払う場合にも源泉徴収をする必要が生じます。特に従業員などがいなく、一人で仕事をしている個人事業主は、源泉徴収義務者ではなくなります。

3. 主な源泉徴収の対象となる支払い

支払を受ける者	内容	具体例
居住者 (国内に住所を有する個人又は現在まで引き続き1年以上住所を有する個人)	給与所得	給与や賞与
	退職所得	退職金
	報酬	①原稿料・デザイン料・講演料などの報酬
		②弁護士・公認会計士・税理士等の報酬
		③外交員、集金人、プロスポーツ選手等の報酬
④芸能人への報酬		
⑤ホステスへの報酬		
⑥その他（診療報酬・馬主への賞金など）		
その他	利子配当、年金など	
非居住者 (居住者以外の個人) 外国法人	その他	地代、家賃
		利子、配当など

源泉徴収は個人に対する支払以外にも、外国法人や海外居住の個人（非居住者）にも行われる場合があります。国内への支払いと海外への支払いでは源泉徴収の対象となる支払いが異なりますので、海外への支払の際には特に注意が必要となります。

4. 源泉所得税の納付期限

源泉徴収した所得税は原則として支払を行った月の翌月 10 日までに所轄の税務署に納付をしなければなりません。また、例外として給与の支払人員が常時 10 人未満の源泉徴収義務者が「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出すれば、給与と一部の報酬（※）に関する源泉所得税については年 2 回の納付（①1～6 月分⇒7 月 10 日納付期限、②7～12 月分⇒翌年の 1 月 20 日納付期限）が認められます。

※納付できるものは、給与・役員報酬、退職所得、税理士や社会労務士、司法書士等の報酬・料金。

デザイナーへの報酬や地位訳の報酬などの源泉所得税は納期特例の対象外となり毎月納付する必要があります。

5. 源泉所得税計算の具体例

【例 1】国内の個人へ税込原稿料 216,000 円を支払う場合

税込 216,000 円－(税抜 200,000 円×税率 10.21%)＝支払額 195,580 円

⇒源泉所得税 20,420 円を翌月 10 日までに納付

※支払報酬額が 100 万円以下の場合

報酬額に 10.21%をかけた金額が源泉徴収税額となります。従来は 10%でしたが、平成 25 年～平成 49 年までは復興特別所得税 0.21%が加算されます。

【例 2】国内の個人へ税込原稿料 1,620,000 円を支払う場合

税込 1,620,000 円－{(税抜 1,500,000 円－1,000,000 円)×20.42%+1,000,000 円×10.21%}

＝支払額 1,415,800 円

⇒源泉所得税 204,200 円を翌月 10 日までに納付

※支払報酬額が 100 万円超の場合

二段階税率を適用し、支払報酬額が 100 万円以下の部分は 10.21%で計算し、100 万円を超えた部分については 20.42%（復興特別所得税 0.42%含む）で計算します。

報酬・料金等の額の中に消費税及び地方消費税の額（以下、消費税等の額）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額としても問題はありません。

納付漏れや税額の間違いを指摘された場合、結果的に報酬の支払いをした会社側がその源泉所得税を負担することになってしまったケースもございます。余計な税負担を避けるためにも、源泉徴収の対象や税額の計算など納付漏れがないように十分な注意が必要となります。

今回ご紹介をさせて頂いたものは一部となります。より詳しい内容や計算方法につきましては当事務所までお気軽にお問い合わせ下さい！